



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県教育委員会の保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則

(教委・総務課)

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (県央振興)

○草加都市計画事業(仮称)三郷インター南部土地画整理事業に係る環境影響評価公聴会中止 (温暖化対策課)

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定(水環境課)

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業支援課)

○備前渠用水路土地改良区の役員退任届 (大里農林)

○長井土地改良区の役員退任届 (〃〃)

○東松山市市の川特定土地画整理組合の事業計画の変更認可

(市街地整備課)

○荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託に関する入札公告 (下水道課)

○特殊肥料の検査結果の公表に関する告示 (農総研水田農業研究所)

○県道蓮田白岡久喜線の区域の変更 (杉戸県土)

○がんセンターデジタル一般撮影装置一式の購入に関する契約の相手方等の公示(経営管理課)

○循環器・呼吸器病センター生化学分析システム一式の賃貸借に関する契約の相手方等の公示 (〃〃)

○WTOに基づく灯油(十月・十一月分)の購入に関する契約の相手方等の公示 (〃〃)

規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十一日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県教育委員会規則第二十七号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会(第十五号)の一部を次のように改正する。

別表公立小・中学校等教員採用選考試験(栄養教員特別選考)の項の次に次のように加える。

民間企業等管理職経験者を対象とした埼玉県立学校長候補者採用選考	不合格者の総合評価	別途通知により指定する期間	別途通知により指定する場所
---------------------------------	-----------	---------------	---------------

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千三百八十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において

準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県

民生活部NPO活動推進課及び埼玉県
央地域振興センターにおいて備え置く方
法並びにインターネットを利用する方法
(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦
覧に供する。

平成二十年十月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) NPO法人デイケア施設

グループ

(変更後) 特定非営利活動法人グロ

ープ

三 代表者の氏名

笠原 栄子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市二ツ宮九四七番地一東

京電力株式会社上尾営業センター三F

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人が「生
き生きと生きる当たり前」を続けてい
くための様々な支援を行い、誰もが豊
かに暮らせる地域社会を創造すること
で福祉の増進に寄与することを目的と
する。

埼玉県告示第千三百八十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律
第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定
非営利活動法人から、次のとおり申請書
が提出されたので、同条第五項において
準用する同法第十条第二項の規定により
公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二月間、県民生活部

NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振

興センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県

NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供す

る。

平成二十年十月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人けやの森自然塾

三 代表者の氏名

佐藤 朝代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市根岸二丁目五番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く地域社会の青少年
を対象に、自然体験、交流、学習、調
査研究の活動事業を行い、子どもの健
全育成及び環境の保全、文化及びスポ
ーツ振興の増進に寄与することを目的
とする。

埼玉県告示第千三百八十三号

埼玉県環境影響評価条例施行規則(平
成七年埼玉県規則第九十八号)第十六条

第一項の規定により、平成二十年埼玉県

告示第千三百八十八号(草加都市計画事業

(仮称)三郷インター南部土地区画整理

事業に係る環境影響評価公聴会の開催に

ついて)により公告した次の公聴会の開

催を中止する。

平成二十年十月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 一件名

草加都市計画事業(仮称)三郷イン

ター南部土地区画整理事業に係る環境

影響評価公聴会

二 事業者及び都市計画決定権者の名

称、代表者の氏名及び主たる事務所の

所在地

三郷市長 木津 雅晟

埼玉県三郷市花和田六四八番地一

三 中止の理由

公述の申出がなかったため

埼玉県告示第千三百八十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特

定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十年十月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 指定する区域

別図のとおり(八潮市大字二丁目字上四三四番一の一部及び四三四番四の一

部)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の

基準に適合していない特定有害物質の名称

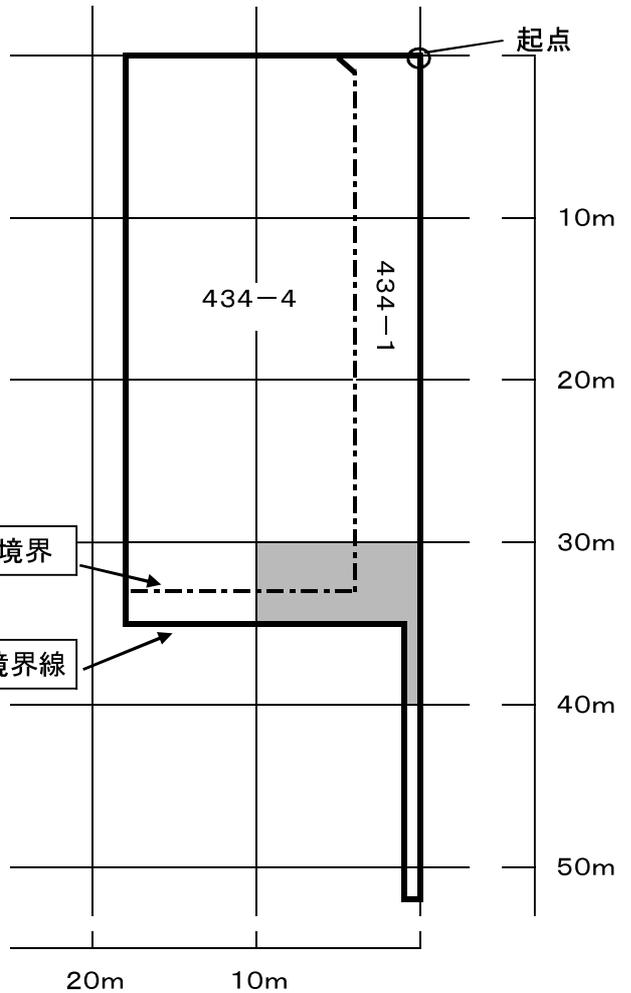
シアン化合物

別図

起点
起点は、八潮市大字二丁目字上434番1の最北端とする。
格子の回転角 68度
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 指定区域

地番境界
敷地境界線



埼玉県告示第千三百八十五号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次

のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カインズホーム越生店

入間郡越生町西和田三百四十九番地一外

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

店舗計画地の北側町道は、地元の生活道路だけではなく、県道飯能寄居線からバイパスに抜けるための大型車両も通行する準幹線道路となっています（バス路線にもなっている）。さらに車線幅員が実質7メートルと狭隘なことやS字状のカーブになっていることから、店舗への入出店の車両が渋滞した場合、一般通行車両が渋滞を回避するため対抗車線に侵入することが想定されます。これにより、対面車両並びに歩行者及び自転車等に対する交通事故の危険性が高いため、店舗敷地の一部を活用し、入出店用に新たに幅員2・5メートル程度のアプローチ車線の創設を求めます。

県道飯能寄居線の黒岩交叉点について、交通量予測調査が説明資料5-1以下に示されている。特に飯能方面から店舗に向かう右折車両について将来予測がなされているが、通行車両の多少に関わらず直進車両があれば右折は出来ない。開店後においては特に夕方、右折待ち車両の増加による渋滞が予測される。道路改良事業等による右折車線がすぐには出来ない現状であるので、交通渋滞による環境の悪化など懸念されるため、時差式の信号に変更するなど埼玉県警察本部等、関係機関との調整をしていただきたい。

西和田地先のバイパス交叉点は、現在手押し信号となっているが、毛呂山方面に右折待ちをする車両の渋滞が予測されるため、通常の信号に変更するなど埼玉県警察本部等、関係機関との調整をしていただきたい。

地域社会においても高齢化が進み、出先での体調不良が予測されるところである。高齢者にも安心して店舗に出かけられるよう、ベンチ等の羅列ではなく専用の休憩エリアとして休憩場所及びAEDの設置を求めます。

二 縦覧期間

平成二十年十月二十一日から平成二十年十一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター

埼玉県告示第千三百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、備前渠用水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年十月二十一日

職名 氏名 住 所
理 事 金井 弘行 本庄市宮戸二八〇番地

埼玉県告示第千三百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、長井土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年十月二十一日

職名 氏名 住 所
理 事 柿沼 和久 熊谷市善ヶ島五二八番地一

埼玉県告示第千三百八十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年十月二十一日

埼玉県知事 上田 清司
一 組合の名称
二 事業施行期間
三 施行地区

各一部
四 事務所の所在地
五 設立認可の年月日
六 変更認可の年月日
平成二十年十月二十一日

埼玉県告示第千三百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年十月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び業務要求水準書等(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日(水)から平成24年3月31日(土)まで

(4) 履行場所

ア 埼玉県深谷市菅沼984番 荒川上流水循環センター

イ 埼玉県大里郡寄居町赤浜字宮ノ前312番1 寄居中継ポンプ場(平成21年10月供用開始予定)

ウ 埼玉県比企郡滑川町大字月輪字窪田521番6 市野川水循環センター

エ 埼玉県比企郡小川町大字下里字上田中1004番2 小川中継ポンプ場

オ 埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字又五良534番1 滑川マノホールポンプ場

カ その他(流域内の場外管渠流量計及びマンホール並びに荒川上流流域伏越部)

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

2 競争入札参加資格

問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の形態等

入札に参加することができる者の形態は、2者による共同企業体（以下「企業体」という。）とし、その運営形態等は、次のとおりとする。

なお、企業体の構成員は、本入札に係る他の企業体の構成員となることのできない。

ア 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。

イ 入札に参加する企業体は、代表構成員を選定しなければならない。

ウ 代表構成員の出資比率は、50パーセントを超えるものとする。

エ 構成員の最小出資比率は、30パーセント以上とする。

(3) 入札参加者の資格

入札に参加する企業体に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を受けていること。

イ 代表構成員は、平成10年以降に処理能力6,000 m³/日最大以上のオキシデーションプロセス法による水処理施設及び汚泥脱水施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐している団体から直接受託し、3年以上実施した実績を有すること（共同企業体の構成員であった場合は、出資比率が20パーセント以上のに限る。）。

ウ 代表構成員以外の構成員は、平成10年以降にオキシデーションプロセス法又は標準活性汚泥法による水処理施設及び汚泥脱水施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐している団体から直接受託し、3年以上実施した実績を有すること（共同企業体の構成員であった場合は、出資比率が20パーセント以上のに限る。）。

エ 入札に参加する企業体は、本件業務の履行期間中、下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項の政令で定める有資格者を、荒川上流水循環センタ

ー及び市野川水循環センターの責任者として各1名並びに水質分析試験等を主に担当する者として1名の計3名以上を専任で配置できること。

なお、各構成員は、それぞれが常時雇用する職員から1名以上を専任し、計3名以上とすること。

オ 本件業務に係る入札説明書等に示す要求水準を満たす技術力評価書を、入札説明書等に従い作成できること。

カ 提出された入札参加表明書、資格確認書類及び技術力評価書の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 構成員の制限

次に該当する者は、企業体の構成員となることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 入札参加表明書、資格確認書類及び技術力評価書の提出日から入札日までの間に、果の指名停止の措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更正手続開始の決定を受けている者を除く。）

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成員団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

(5) 参加資格要件の確認基準日
参加資格要件の確認基準日は、平成21年1月16日（金）とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備

<p>部下水道課業務担当 電話048-830-5454（直通） ファクシミリ048-830-4884</p>	<p>イ 提出期限 平成21年2月6日（金）午後3時（必着）</p>
<p>(2) 入札説明書等の交付方法</p>	<p>ウ 提出方法 書留郵便又は簡易書留郵便によること。</p>
<p>ア 場所 埼玉県都市整備部下水道課業務担当</p>	<p>エ 入札保証金の還付 入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。 なお、落札者がある場合に、その責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。</p>
<p>イ 期間 平成20年10月21日（火）から同月31日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで。 なお、埼玉県下水道課ホームページからも入手することができる。 ホームページアドレス：http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE_00/top.html</p>	<p>イ 入札保証金の免除 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。 (ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証契約を締結した者 (イ) 代表構成員が、国（公団を含む）、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐した団体と処理能力20,000㎡/日最大以上の水処理施設の運転管理業務の契約を、平成18年4月1日から平成21年3月31日の3年間誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者（共同企業体の構成員であった場合は、出資比率が20パーセント以上のときに限る。）</p>
<p>(3) 入札説明会の場所及び日時 〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 平成20年10月31日（金）午前10時30分</p>	<p>ウ 入札保証金の納付 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。</p>
<p>(4) 現場見学会 3(3)の入札説明会の終了後、実施する。</p>	<p>エ 入札保証金の還付 入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。 なお、落札者がある場合に、その責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。</p>
<p>(5) 参加資格審査の申請等 本人札に参加を希望する者は、入札参加表明書、資格確認書類及び技術力評価書を持参により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない。</p>	<p>エ 入札保証金の還付 入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。 なお、落札者がある場合に、その責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。</p>
<p>ア 提出場所 埼玉県都市整備部下水道課業務担当</p>	<p>エ 入札保証金の還付 入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。 なお、落札者がある場合に、その責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。</p>
<p>イ 提出期間 平成21年1月15日（木）及び同月16日（金）の午前9時から午後5時まで</p>	<p>エ 入札保証金の還付 入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。 なお、落札者がある場合に、その責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。</p>
<p>ウ 提出方法 日時を予約し、直接持参すること。</p>	<p>エ 入札保証金の還付 入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。 なお、落札者がある場合に、その責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。</p>
<p>エ 結果の通知 参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、平成21年1月30日（金）に郵便で発送する。</p>	<p>エ 入札保証金の還付 入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。 なお、落札者がある場合に、その責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。</p>
<p>(6) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号 埼玉県教育会館303会議室 平成21年2月9日（月）午前10時</p>	<p>エ 入札保証金の還付 入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。 なお、落札者がある場合に、その責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。</p>
<p>(7) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法</p>	<p>エ 入札保証金の還付 入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。 なお、落札者がある場合に、その責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。</p>
<p>ア 提出先 埼玉県都市整備部下水道課業務担当</p>	<p>エ 入札保証金の還付 入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。 なお、落札者がある場合に、その責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。</p>

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保
財務規則第81条の2に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札の無効

ア 財務規則第97条の規定に該当する入札

イ 埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札

(4) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(5) 落札者の決定方法

次のいずれにも該当しない入札であって、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効な入札をした者を落札者とする。

ア 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

イ 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるお

それであって著しく不適當であると認められる入札

(6) 契約書の作成の要否
要

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) その他

詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Service to be Required :

Management and maintenance of the sewerage plants at Ichinokawa River and at the upper portion of Arakawa River.

(2) Deadline for Submissions :

By registered mail : 3 : 00 p.m., 6 February, 2009

In person : 10 : 00 a.m., 9 February, 2009

(3) Contact Information

Sewage Management Division, City Development Department

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,

Telephone:048-830-5454

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第三十条第七項の規定により、特

殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成20年9月分

平成二十年十月二十一日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕 治

特殊肥料の 指 定 名	生 産（輸 入 又 は 販 売） 届 出 業 者	届 出 名	検 査 の 結 果							備 考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N (%)		水分 (%)	その他 の検査
たい肥	株式会社熊谷清福社	食品リサイクル堆肥	1.09	1.26	2.61	46	117	5.68	15.5	40.97		
	幸田欣二	牛ふんオガクズ堆肥	0.56	1.51	0.40	12	90	0.85	16.1	74.10		

櫻井勝	牛糞オガクズ堆肥	0.65	1.28	0.83	14	112	3.60	10.5	69.93		
木村隆之	牛糞オガクズ堆肥	0.96	2.04	1.90	14	90	1.72	13.5	61.44		
長谷川桂一	牛ふんおがくず堆肥	1.76	2.82	3.35	11	105	2.88	11.8	38.37		
内田健一	牛糞オガクズ堆肥	0.64	0.97	0.63	10	57	1.17	12.5	75.49		
石田政信	牛ふんたい肥	0.30	0.76	0.26	6	46	0.40	34.4	75.97		
有限会社守屋商事	果汁エキスII	0.12	0.01	0.07	0	6	0.46	17.6	95.40		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路課境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田白岡久喜線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧A			七・三四 一五・六〇	九二四・一九	旧道は国(国土交通省)に引き継ぐ予定。
新A					
新B			一〇・七五 二四・七九	九四八・一〇	

埼玉県病院事業告示第二十七号

WT Oに基づく政府調達に関する協定

の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十月二十一日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

購入等件名及び数量	伊 能 馨	中 田 馨
1 購入等件名及び数量 がんセンター デジタル一般撮影装置一式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県立がんセンター 事務局業務部 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 3 契約者を決定した日 平成20年9月25日 4 契約者の氏名及び住所 富士フイルムメディアカル株式会社 埼玉営業所 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目240番 5 契約金額 75,285,000円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 入札の公告又は公示を行った日 平成20年8月15日 ~~~~~ 埼玉厚病院事業告示第二十八号 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。 平成二十年十月二十一日 埼玉厚病院事業管理者	1 購入等件名及び数量 循環器・呼吸器病センター 生化学分析システム一式の賃貸借 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 事務局業務部 埼玉県熊谷市板井1696 3 契約者を決定した日 平成20年9月25日 4 契約者の氏名及び住所 株式会社スズケン 大宮支店 埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目204番地1 5 契約金額 42,840,000円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 入札の公告又は公示を行った日 平成20年8月15日 ~~~~~ 埼玉厚病院事業告示第二十九号 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。 平成二十年十月二十一日 埼玉厚病院事業管理者	1 購入等件名及び数量 灯油 J I S I 号 350,200ℓ 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 埼玉県熊谷市板井1696番地 (2) 埼玉県立がんセンター 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 (3) 埼玉県立精神医療センター 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 3 落札者を決定した日 平成20年9月29日 4 落札者の氏名及び住所 株式会社 タガヤ 埼玉県さいたま市岩槻区本町4丁目3番3号 5 落札金額 93,45円(1ℓ当たりの単価) 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 入札の公告又は公示を行った日 平成20年8月19日

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む。)	発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番 〇四八―八二四―二二二一(代表)	県	埼玉県 埼玉県報ホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇(代表)
-----	---------------	------	-------------------------	-----	--------------------------------------------	---	-----------------------------------------------------------------------------------	-----	------------------------------------------------